

北見市行財政改革大綱

平成 1 9 年 4 月

北見市行政評価・行財政改革推進本部

北見市行財政改革大綱目次

はじめに	1
1 行財政改革の背景	2
(1) 北見市を取巻く背景	2
(2) 北見市の現状	2
(3) 旧1市3町の行財政改革の取り組み	3
2 行財政改革の考え方	4
3 行財政改革の基本的な方針	5
(1) 職員の意識改革と人材育成の推進	5
(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政体制の確立	6
(3) 定員管理及び給与の適正化等	6
(4) 市民との協働によるまちづくりの推進	6
(5) 民間活力の導入	7
(6) 自主性・自立性の高い財政運営の確保	7
4 行財政改革の具体的取組	7
(1) 職員の意識改革と人材育成の推進	7
(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政体制の確立	8
(3) 定員管理及び給与の適正化等	8
(4) 市民との協働によるまちづくりの推進	9
(5) 民間活力の導入	9
(6) 自主性・自立性の高い財政運営の確保	10

5	行財政改革の進め方	1 1
	(1) 行財政改革の推進期間	1 1
	(2) 行財政改革の推進体制	1 1
	(3) 公表及び情報公開	1 2
	行政・財公用語解説	1 3
	(印がついた用語は、1 3 ページ以降の「行政・財公用語解説」に掲載されています。)	

はじめに

国においては、平成12年4月に地方分権一括法¹が施行され、地方分権は新たな実行段階を迎えております。市町村は、「自己決定」、「自己責任」の理念のもと、住民の多様なニーズに対応し、個性的で活力のある地域づくりに取り組んでいく必要があるとともに、地方分権により拡大した権限に基づき、主体的に政策を立案し、行政サービスをより効率的、効果的に実行することが求められ、専門的かつ高度な行政能力と政策実現のための安定した行財政基盤の充実強化が求められております。

また、「経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」いわゆる「骨太の方針」に基づき「三位一体の改革²」として、聖域なき構造改革が進められており、国・地方を通じ構造改革及び歳出改革の取り組みが進められてきたところであります。

当市は、平成18年3月に1市3町が合併し、人口約13万人、面積1,428平方キロメートルの規模を有する、オホーツク圏の中核都市として、新たなスタートをきり、「新市まちづくり計画³」や今後、策定が予定されている「北見市総合計画⁴」に掲げる施策や事業を着実に実行していくことが求められております。

しかしながら、現下の地方を取巻く社会経済環境は、一部の地域を除き経済の低迷や急速に進む少子高齢化、三位一体の改革に伴う地方交付税⁵、国庫補助負担金の削減など、依然として厳しい状況が続いております。

このことは、北見市においても例外ではなく、少子高齢化の進展、経済の低迷による若年層の市外への流出や市税収入の伸び悩み、人口減少に伴う地域コミュニティ⁶機能の低下など多くの問題を抱えており、その一つひとつが大きな課題となっております。

これら直面する多くの課題に即応した、行政体制の整備とともに、事業や制度の見直しなど、社会経済環境に適合した、持続可能な行財政運営の確立に向けた取り組みが必要であると考えております。

特に、合併まもない当市にあっては、市民に対する行政サービスの急激な変化を回避するため、事務事業に経過措置を設け、地域間の行政サービスの差を認めるなど、合併により目指しているメリットが効果的に、発揮できていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、合併のメリットを最大限に発揮し、「新市まちづくり計画」の基本方針である「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市」の実現を目指すためには、限られた人的資源や財源を有効かつ最大限に活用し、地方分権の時代に相応しい簡素で効率的な新しい行財政システムを構築するための改革が、喫緊の課題となっております。

このため、この厳しい状況に対応する自立した責任ある地方自治体として、未来につなぐための備えをしていくことが、私たちの責務であるとの認識に立ち、今後も「改革続行、そして未来の創造」の精神を忘れることなく、果敢にチャレンジする北見市に変革することをねらいとし、「北見市行財政改革大綱」を策定し、行財政改革の推進に積極的に取り組むこととするものです。

1 行財政改革の背景

(1) 北見市を取巻く背景

国においては、本格的な地方分権に向けた取り組みを進めており、地方は、地方自治の理念を実現するため、それぞれの歴史、文化、自然条件などの個性を活かした地域づくりを進めるとともに、急速に進む少子高齢化、高度情報化社会の進展など様々な行政課題に、これまで以上に自主的、自立的に対応できる行政運営が求められております。

一方、多種多様な市民サービスを支える財政状況は、国の「三位一体の改革」により、地方へ税源移譲がなされているが、地方交付税、国庫補助負担金の削減・縮減などが先行し、十分な地方への財源移譲が進んでいない状況となっております。

加えて、これまで実施してきた景気浮揚対策などにより、国及び地方の長期債務残高は平成18年末で775兆円程度と見込まれ、極めて厳しい財政状況にあることにより、国の財政再建が先行することが考えられ、この先についても地方交付税などの削減傾向は続くものと予想されます。

(2) 北見市の現状

平成18年3月に旧北見市、旧端野町、旧常呂町、旧留辺蘂町の1市3町が合併し、新しい北見市が誕生しました。

今回の合併にあたっては、新しい自治の試みとして、それぞれの地域が持つ歴史や文化、特性などを尊重し、機能を分担しながら地域全体の均衡ある発展に、責任と役割を担う地域自治の組織作りが最も重要であるとの認識のもと、まちづくり協議会を主体とした、いわゆる「北見方式」の自治区を設置し、今までにない自治の取り組みを進めております。

また、オホーツク圏北見地域合併協議会では、新市の将来像「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市」を定め、それを実現するための主要施策及び財政計画からなる「新市まちづくり計画」を策定し、新市の総合的かつ計画的なまちづくりを推進することとしました。

そうした中で、国が推進する三位一体の改革、長引く景気低迷による市税収入の落ち込み、少子高齢化に伴う義務的経費の増加などにともない、平成17年度末の一般会計で855億円を超える市債や旧市町が抱えていた行政課題などが、新しい市に引継がれており、極めて厳しい財政状況となっております。

特に、平成19年度決算見込みを基に推計した、平成19年度から平成23年度までの「中期財政計画」では、平成19年度以降も毎年継続的に多額の収支不足が見込まれ、基金の利活用により収支均衡を保たなければならない、非常に厳しい財政状況が続くものと予想されます。

(3) 旧1市3町の行財政改革の取り組み

合併前の旧1市3町においても、国の指針により策定した行政改革大綱や推進計画などにより、それぞれ行財政改革の取り組みを進めてきました。

[旧北見市]

旧北見市においては、昭和61年に「北見市行政改革大綱」を策定し、本格的な行財政改革の取り組みがはじまり、平成7年には、「行政改革推進計画」(平成8年度～平成10年度)を策定し、行政改革の取り組みを進めてきました。

その後、平成10年には、この「行政改革推進計画」を見直し、これに補強した「行政改革推進計画改訂版」(平成11年度～平成13年度)、厳しい財政状況から新たに12年に「行財政改革推進計画」(平成12年度～平成14年度)を策定し、より簡素で効率的な行政の実現に向けての取り組みを進めてきました。

さらに、平成15年には、新たな観点から「行財政改革推進計画」継続改訂版(平成15年度～平成17年度)に基づき、引き続き行財政改革の取り組みを進めてきました。

また、行財政推進計画の策定にあたっては、「行政改革市民会議」、「行財政改革推進市民会議」などを設置し、市民参加の行財政改革の取り組みを進めてきたところです。

[旧端野町]

旧端野町においては、昭和58年に民間有識者による「端野町行政改革調査会」を設置し、その答申を受け昭和61年に「端野町行政改革推進大要」を策定し、15分野140項目にわたる行政改革の取り組みを進めてきました。

その後、町民有識者からなる「端野町行政改革推進委員会」を設置し、平成8年に「端野町行政改革大綱」を策定するとともに、平成9年に大綱に基づく「第1次端野町行政改革推進計画」(平成9年度～平成13年度)を策定し、引き続き改革の取り組みを進めてきました。

また、一層の行財政改革に取り組むため、平成12年に「第2次端野町行政改革推進計画」(平成12年度～平成16年度)を策定し、39項目について、さらなる改革を進めてきました。

[旧常呂町]

旧常呂町においては、昭和60年に民間有識者による「常呂町行政改革推進委員会」を設置し、その答申を受け昭和62年に「第1次常呂町行政改革大綱」を策定し、定員管理の適正化、組織・機構の簡素合理化、民間委託・OA化等事務改革の推進など6分野27項目の行政改革の取り組みが始まりました。

その後、平成7年に民間有識者による「常呂町行政改革推進委員会」を設置し、その答申を受け平成8年に「第2次常呂町行政改革大綱」を策定しました。

また、今後の分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政を推進するため、平成

14年に「常呂町行政改革実施計画」(平成15年度～平成19年度)を策定し、定員管理適正化、給与制度や各種補助金の見直しなど45項目について、さらなる改革を進めてきました。

[旧留辺蘂町]

旧留辺蘂町においては、昭和61年に(第1次)「留辺蘂町行政改革大綱」を策定し、補助金の一律カットなどを進め、平成3年には「行政事務改善委員会」を設置し、積極的な改革に取り組んできました。

その後、平成8年に行政改革推進委員会を設置し、「留辺蘂町行政改革大綱」を策定するとともに、大綱に基づく具体的な行政改革の推進項目を定めた「留辺蘂町行政改革推進計画」(平成9年度～平成13年度)を策定し、引き続き改革の取り組みを進めてきました。

また、聖域なき構造改革の方針が打ち出され、厳しい財政運営が予想されることから、平成14年に「留辺蘂町行政改革大綱」(平成14年度～平成18年度)を策定し、小さな地方政府を目指す改革の取り組みを進めてきました。

2 行財政改革の考え方

多種、多様な住民ニーズに的確に対応するには、これまでのような行政主導による活動では、質的にも量的にも限界があります。

また、市町村合併の推進により、地方自治体の規模、能力が急速に拡大しており、国を中心とする中央集権型制度から都道府県・市町村へ権限を移す道州制⁹への検討や国と地方の税財政を見直す「三位一体の改革」などの地方分権の流れが急速に進んでいることから、地方自治体においても一層の自主的・自立的な行財政運営が求められております。

このような状況を踏まえ、行政主導で進められてきた市政運営を見直し、市民、団体等とのパートナーシップ¹⁰によるまちづくりを推進するとともに、行政運営全般について、計画策定(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクル¹¹による政策、施策、事務事業評価に基づくコスト意識、成果重視¹²など民間の発想を生かした行財政運営への転換を進め、市民ニーズに応じたより良質なサービスを迅速かつ効率的に提供できる、新しい行政システムの構築が重要となっております。

当市において行財政改革に取り組むに当たっては、現在の厳しい財政状況を背景とした事務事業や組織の縮小、職員定数の削減を含む総人件費の抑制といった、単なる事務事業の見直しやリストラ策など、「是正する改革」だけを考えるのではなく、社会経済情勢に適合した持続可能な財政運営と自立した地方自治体の構築を目指す必要があります。

そのためには、事務事業や自治区間に差がある行政サービスなどの抜本的な見直し

を行い、その見直しによって生じた行政資源を、市民に最も関心のある行政サービス、制度（事業）の創設や新しい市が抱える多くの行政課題も含めこれらに対応した体制の整備などに活用していく必要があります。

その転換による相乗効果として、地域経済が活性化し、財源の確保が図られる仕組みにつながるものと考えております。

また、合併によって誕生した本市にあつては、合併特例債¹³、合併補助金¹⁴、地方交付税の算定替え¹⁵などの特例などが一定期間措置されており、これらの財源の活用などを含め、合併の効果を最大限に発揮できる新しい行政システムの構築に向け取り組みます。

行財政改革の推進に当たっては、次の6つの基本的な方針をもって取り組むものとします。

[6つの基本的方針]

- (1) 職員の意識改革と人材育成の推進
- (2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政体制の確立
- (3) 定員管理及び給与の適正化等
- (4) 市民との協働によるまちづくりの推進
- (5) 民間活力の導入
- (6) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

3 行財政改革の基本的な方針

行財政改革の基本方針を次のように定め、総合的かつ計画的に行財政運営を推進します。

(1) 職員の意識改革と人材育成の推進

行財政改革の推進に当たっては、組織を構成している人（職員）の意識、行動など、目に見えない環境を変えることが大前提であり、行政サービスの担い手である職員一人ひとりが資質の向上と意識改革に努め、前例や固定観念にとらわれない、柔軟な発想と行動力を持つとともに、組織の使命や課題の達成に向けて、明確な目標をもって業務に取り組むことができる、意欲あふれる職場環境の醸成に取り組めます。

また、改革意識を醸成するためには、職員の研修機会を増やすことや職員を正しく評価する仕組みづくりが必要であり、職員研修の充実や人事評価システムの導入に取り組めます。

さらに、これまで以上に自己決定・自己責任に基づく行政運営や職員一人ひと

りの政策形成能力の向上が求められており、地方分権の担い手に相応しい総合的な「人材」の育成に取り組みます。

(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政体制の確立

従来の国の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、政策目的に基づき、効果的、効率的に事務事業を迅速に処理し得る、組織体制の見直しに取り組みます。特に、広大な市域を踏まえた行政運営が求められており、本庁から離れた地域への効率的な行政サービスの提供体制の確立に向け取り組みます。

また、行政運営の簡素化、効率化と住民の視点に立った市民サービスの向上を同時に実現するためには、業務とシステムの両面から庁舎内部の効率化を図るための電子自治体¹⁶の構築が必要であり、情報システムの標準化や共通化によるコスト削減を図り、全庁的な情報システムの最適化に取り組みます。また、総合支所によっては、時間的、地理的な制約をIT¹⁷の特性を有効に活用することにより解消が可能なことから、総合支所での取扱い事務及びそのあり方の検討を踏まえ、電子化の推進に取り組みます。

(3) 定員管理及び給与の適正化等

地方分権に伴う権限移譲が推進される中、市民サービスの提供方法に合わせた適正な職員配置が必要とされます。事務事業及び事務の執行方法の見直しや民間の活用等により、将来における職員構成に配慮しながら、退職者に対する職員補充の抑制により定員数の削減を図り、総定員数の適正化に向け取り組みを進めます。

また、国が平成18年度から導入した地域民間給与の適切な反映、年功型昇給制度の改善、勤務実績の給与への反映など、給与構造の見直しを速やかに実施することが求められております。このことから、市民の理解と支持が得られる、給与制度の運用や水準の適正化に取り組むとともに、職員の職務遂行意欲を喚起するため、勤務成績を人事・給与に反映させる人事制度の確立に向けた取り組みを進めます。

(4) 市民との協働¹⁸によるまちづくりの推進

社会経済情勢の変化とともに、これまで行政がサービスを提供してきた公共の領域についても、地域の課題や特性等を十分踏まえながら、より多様なニーズにきめ細かく対応することが必要とされております。

このことから市民、NPO¹⁹、各種団体、企業などを取り込み、公共的な施策、事業等に市民が様々な段階、方法で関与することができる市民との協働の取り組みを推進します。

特に、新しい自治の試みとして設置した自治区制度の検証を進め、住民自治や地域内分権のあり方などについての検討を進めます。

(5) 民間活力の導入

職員の削減や行政需要が多様化し増大する中、市場原理を導入することで、良質で低廉な行政サービスの選択が可能となることから、「民間にできることは民間に委ね」、「民間では経営が成り立たない分野は行政が行う」ことを原則とし、効率的で市民ニーズに適合した業務については、適正な行政責任の確保を十分考慮し、積極的に民営化、外部委託、PFI 20などの取り組みを推進します。

(6) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

少子高齢化の進展、三位一体の改革の推進など、地方自治体を取巻く財政環境は、ますます厳しくなるものと予測され、将来にわたって安定した財政運営を進めるには、自らの財政状況を分析し、早期に財政収支の均衡を図るなど財政健全化に向けた取り組みを進めます。

また、合併時に調整された事務事業や制度において、未調整や暫定的な取扱いにより自治区間で行政サービスの差が生じた項目については、合併効果が最大限に発揮されるよう全ての事務事業について、行政評価 21を通じ有効性、効率性を再検証し、自治区間の均衡や経費の節減に向けた見直しに取り組みます。

なお、これらの財政状況が市民に総合的に把握できるよう、これまでの公開方法に捉われず、市民にわかりやすい指標を用いた財政資料の作成に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開に取り組みます。

4 行財政改革の具体的取組

(1) 職員の意識改革と人材育成の推進

改革意識の醸成

職場を構成しているのは職員の集合体であり、職員一人ひとりの意識（ヤル気や意欲）や行動など目に見えない環境を変えることが、行財政改革の成否を左右する大きな要因となることから、組織の目標や市民の期待を理解・自覚し、前例や固定観念に捉われない改革に積極的に挑戦し、身近な成功例を積み上げるとともに、自ら掲げた目標の実現や成功体験の共有など、改革意識の醸成に向けた取り組みを進めます。

人材育成の推進

地方分権への対応など、新しい時代に適合する行財政改革の担い手に相応しい、人材を育成することが重要な課題であり、人材育成に関する基本方針を策定するとともに、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善を行うなど、総合的な人材育成に向けた取り組みを進めます。

(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政体制の確立

行政評価に基づく組織体制

限られた行政資源の中で、複雑多様化する行政課題に的確に対応するためには、行政運営全般を政策、施策、事務事業評価による検証が不可欠であり、PDCAサイクルに基づき職員を配置するなど、組織体制の整備に向けた取り組みを進めます。

効果的・効率的な組織体制

従来 of 国の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、政策目的に基づき、事務事業を効果的、効率的に処理し得る、迅速な意思決定体制の確立を図るため、横の連携、流動的な人員配置を可能とする柔軟な組織体制を目指します。

また、合併後の面積が約1,428平方キロメートルと広大な市域を踏まえ、本庁から離れた地域への効率的な行政サービスの提供が求められており、本庁と総合支所22機能の役割を明確化し、それぞれの機能を十分発揮できる組織機構として再編を図ります。

電子自治体の推進

行政運営の簡素化、効率化と住民の視点に立った市民サービスの向上を同時に実現するためには、単に業務の電子化を進めることだけでなく、業務とシステムの両面から庁舎内部の効率化のための電子自治体の構築を目指すことが必要であり、ITの便益を最大限に活用した事務処理方法の見直しにより、全庁レベルでの情報の共有化、意思決定過程の簡素化と迅速化等の取り組みを進めます。

(3) 定員管理及び給与の適正化等

定員管理の適正化

地方分権に伴う権限移譲が推進される中、事務事業の見直しや民間活力等の導入を図るとともに、住民への行政サービスの低下を極力招かないよう、これらのサービスの提供方法に合わせた適正な職員配置及び計画的な職員数の削減を進めます。

給与の適正化

国が平成18年度から導入した地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などによる給与構造の見直しを速やかに実施します。

福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、市民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを逐次行い適正な事業実施に取り組みます。

(4) 市民との協働によるまちづくりの推進

地域協働の推進

社会情勢の変化とともに、これまで行政がサービスを提供してきた公共の領域についても、地域の課題や特性等を十分踏まえながら、より多様なニーズにきめ細かく対応することが必要とされており、自治区制度を中心に、市民、NPO、各種団体、企業などを取り込み、公共的な施策、事業等に市民が様々な段階、方法で関ることができる協働の取り組みを進めます。

市民意見の市政への反映

地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己決定権が拡大する中、公正で民主的な市政を推進するためには、市民と行政が正しい情報を共有し、共通認識に立った行政運営が必要であり、このことから政策形成過程での情報公開やパブリックコメントの実施など、より市民の意見を施策に反映する仕組みづくりに取り組みます。

監視機能の強化（外部監査制度・監査委員など監視機能の強化）

監査機能の強化を図るため、従来の監査制度に加え、効率性、経済性の視点から、第三者として客観的な検証が可能な、外部監査制度などの導入に向けた取り組みを進めます。

オンブズマン機能の強化

公正で民主的な市政を推進するためには、市政に対する苦情を公正かつ中立的な立場から客観的に検証可能なオンブズマン制度²³は、市政の監視機能としては重要であり、その制度が十分機能するよう効果的な運用に向けた取り組みを進めます。

(5) 民間活力の導入

民間委託の推進

簡素で効率的な行政運営を進めていく上では、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、定型的で大量に作業を行う業務、特定期間に集中する業務はもとより、臨時的な業務、専門的な知識・技術を活用できる業務などについて事務事業内容を検証し、積極的に民間委託の導入を図ります。

指定管理者制度の活用

行政の外部委託の検討と合わせ、未導入施設などの洗い出しを行い、市民にとってサービスが向上するなどメリットが大きい施設については、積極的に指定管理者制度²⁴の導入に向けた取り組みを進めます。

P F I手法の適切な活用

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等に、民間資金、経営能力及び技術的能力を幅広く活用するシステムの構築に向け検討を進めます。

(6) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

経費の節減合理化等財政の健全化

急速に進む少子高齢化、三位一体の改革による地方交付税、国庫補助負担金の減小・縮減など、地方自治体を取巻く環境は、ますます厳しくなるものと予測され、将来にわたって安定した行財政運営を進めるには、自らの財政状況を分析し、中長期的な財政収支見通しに立った、抜本的な歳出削減や歳入確保策などにより、「歳入に見合った」財政構造への転換を進めます。

事務事業の見直し

全ての事務事業について、P D C Aサイクルに基づく行政評価を進め、有効性、効率性を再検証し、統合、縮小、廃止を含めた見直しに取り組みます。

補助金等の整理合理化

補助金の交付に当たっては、社会情勢や住民ニーズの変化等に伴って、その公益性は変化していくことから、市の財政状況を踏まえた上で、補助事業の必要性、経費負担のあり方などを不断に検証し、適正な執行に向けた見直しを進めます。

歳入の確保

三位一体の改革による税源移譲の進展や税負担の公平性の観点から、市税や保険料、使用料、手数料などの税外収入などの確保に当たっては、課税等客体の適正な把握に努めるほか、市税等の滞納は納税者等に不公平感を生じさせ、ひいては納税等の意欲を減退させることとなることから、徴収と滞納整理等に積極的に取り組みます。また、遊休市有地の売却に積極的に取り組むとともに、受益者負担の原則に則り、施設使用料、手数料等税外収入の見直しに取り組みます。

公共工事

公共工事の実施に当たっては、コストの縮減に向けた取り組みが必要とされており、公共工事の計画、設計から施工に至るまでの直接的な事業コスト縮減とともに、施設の耐久性の向上や省資源、省エネルギー化など、将来のコストを想定した総合的な縮減に向けた取り組みを進めます。

公的施設の再編統合・新設抑制

公の施設については、合併に伴い多くの施設を有することになり、健全な財政運営を目指すためにも、その効率的な管理運営が大きな課題となっており、早急に統廃合に向けた取り組みを進めます。

地方公営企業の経営健全化

公営企業（水道・下水道・病院事業など）が供給しているサービス自体の必要性について検討するとともに、サービス自体が必要な場合であっても、特に公共性の確保など意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等の検討を行うとともに、事業を継続する場合であっても、民間委託や指定管理者制度の導入など、民間的経営手法などの導入を進め、公営企業会計 25の健全化に取り組みます。

第三セクターの抜本的見直し

国の指針である第三セクター 26改革の方向性を踏まえ、第三セクターの役割を検証し、公共性の薄れたセクターについては、完全民営化に向けた検討を進めます。

地方公社の経営健全化

土地開発公社が公共用地として先行取得し、事業実施の見通しが立たず保有している用地については、財政運営の健全化等の観点から、早期に処分に向けた取り組みを進めます。

5 行財政改革の進め方

(1) 行財政改革の推進期間

この大綱は、平成19年度から平成28年度までの10年間を実施計画期間とします。

(2) 行財政改革の推進体制

北見市行財政改革大綱及び大綱に基づいて策定される北見市行財政改革推進計画の進行管理に当たっては、市長を本部長とする「北見市行政評価・行財政改革

推進本部」において、全庁的な体制のもとに行財政改革を推進します。

(3) 公表及び情報公開

大綱及び推進計画の実施状況については、市民をはじめ市議会や関係諸団体等の理解と協力が得られるよう、分かりやすい形で公表します。

行政・財政用語解説

1：地方分権一括法

地方分権改革の柱として、475本の法律が一括して改正され、平成12年4月1日から施行。主な目的は、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うこととし、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとされている。

2：三位一体の改革

国から地方への補助金削減、地方交付税の縮減、税源移譲の三つをセットにして地方の財政的な自立を促そうという改革。

3：新市まちづくり計画（市町村建設計画）

合併によって今後どのようなまちづくりを進めていくのかを明確にした、合併市町村のソフト、ハード両面を含めたまちづくり全般のマスタープランです。この市町村建設計画については、合併特例法第5条第2項において「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進し、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されています。

4：北見市総合計画

総合計画は、地方自治法第2条第4項で定められ、全国の自治体で策定されるもので、まちづくりの将来像や理念を定めた基本構想とそれを具体化するための基本計画、毎年の事業を実施するための実施計画で構成されています。北見市が進むべき「道しるべ」となるものが総合計画です。

5：地方交付税

全国どこの市町村に住んでいても一定の水準が保てるよう、国税収入の一部を地方自治体に交付する税で、市町村は独自の判断で使える財源。

基準財政需要額

普通交付税算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。

・単位費用×（測定単位の数値×補正係数）（各行政項目ごとに算定）

基準財政収入額

普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいう。

- ・（市町村）標準的な地方税収入×100分の75+地方譲与税等

6：地域コミュニティ

地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるものです。

7：義務的経費

人件費、扶助費、公債費からなっており、その支出が義務づけられている経費。

- ・人件費+扶助費+公債費

8：中期財政計画

平成18年度及び平成19年度の決算見込みをもとに、「地方財政計画」や「日本経済の進路と戦略」等、国の指針を勘案しながら、平成18年に策定した「財政状況資料」の推移等を踏まえ、中期的（19年度から23年度までの5か年間）な財政収支の見通し等の試算を行い、改めて今後の課題を把握し、収支の改善や財政の健全化に向けた対処方策を明らかにした財政資料です。

9：道州制

道州制特区推進法に基づく新たな仕組みを活用して、国から道への権限・財源の移譲や、全国一律の基準の緩和などを進め、北海道の各地域が有する歴史や文化、自然環境や気象条件など多様な地域特性や資源を最大限活かし、産業の活性化や道民生活の向上に繋がる提案を積み重ねることにより、北海道の自立的発展を目指す制度

10：パートナーシップ

市民等と行政が互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係。

11：PDCAサイクル

事務事業の実施におけるPlan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルシステム、総合計画と予算が決まれば後は間違いなく実施すれば良いとするものから、職員それぞれがトップの方針等をよく理解し、毎年度目標を定め事業を実施し、結果について有効性、効率性、影響力等総合的な観点から評価し、見直し改善を図る事務事業管理の手法。厳しい社会状

況の中で行政資源を有効に使い、職員の説明責任能力・組織力を高め、行政の質を向上しようとするものです。

1 2 : 成果重視

予算投入の結果として、どれだけの効果があったか、市民生活や市民の満足度がどれだけ向上したかを重視していく考え方。職員が仕事の目的、目標、結果を意識し業務を遂行していくことが重要であり、このことが、効率的で効果的な市民サービスの提供に繋がっているかを計る考え方

1 3 : 合併特例債

平成18年3月までの期間に合併した場合に、合併特例法で認められていた財政的な優遇措置で、合併に必要な事業の経費を市町村が借り入れた場合、元利償還金の7割を、後で国が地方交付税として交付するという制度。

1 4 : 合併補助金

合併市町村が市町村建設計画（新市まちづくり計画）に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要な事業に要する経費に対する補助。

1 5 : 地方交付税の算定替え

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税額の合算額を保障し、さらに、その後5年度は保障額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられる。

1 6 : 電子自治体

ITを活用し、行政サービス（申請・届出その他申込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報提供等）を電子的に提供することにより、住民サービスの向上、行政事務の効率化及び地域の活性化を図ること。

1 7 : IT

Information Technologyの略で情報通信技術のこと。情報技術やインターネット関連機器などを駆使し、事務部門だけでなく、経営や生産・流通部門など幅広い分野に情報技術を活用し、効率化を図る手段。

1 8 : 協働

市内全域やその一部の地域で、そこにいる市民が参画している企業、自治区、自治会、市民活動団体などの市民団体が、地域が必要とする市民サービスの提供を協力して行う状態。

19：NPO

Non-Profit Organizationの略。民間非営利組織のことで、非営利活動を行なう非政府、民間の組織で、通常、民間非営利組織と呼ばれている。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、更なる活動の費用に充てる。このNPOは、自治組織やボランティア団体とともに、地域における新たなサービスの担い手と考えられる。

20：PFI

Private Finance Initiativeの略。公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する新しい手法。PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指す。(PFI法：平成11年7月制定～英国では、有料橋、鉄道、病院、学校などで成果を収めている。)

21：行政評価

一般に「行政の活動を何らかの統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させること」をいう。行政活動が、上位から「政策～施策～事務事業」という階層に分類されるのに応じ、行政評価も、その対象に応じて「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」に分類される。また、時系列的には、事前評価、中間評価、事後評価の3つの時点での評価に分類される。

22：総合支所

管理部門や事務局部門を本庁に集約し、住民に近い市民サービス部門など、旧市町の行政機構・組織をそのまま残した事務所。

23：オンブズマン制度

オンブズマン制度は、市民の方から寄せられた市政に関する苦情を調査し、必要な場合は、市に対してサービスの内容や制度を改善するよう、勧告したり意見を述べ、市民の権利利益を擁護する制度です。この制度は、市民の声を市政に反映して、透明性の高い行政を進めていくために設けられました。

24：指定管理者制度

公の施設の管理委託先は、地方公共団体が50%以上出資する法人、公共団体若しくは公共的団体に限定されていたが、平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理委託先について、公的主体に限定していた今までの管理委託制度にかわり新しく創設された制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、民間活力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とした制度となっており、NPO、町内会、株式会社等の民間主体が、議会の議決を得て指定管理者として指定されれば、公の施設の管理を行うことができる制度。

25：公営企業会計

地方公共団体が経営する企業で、住民の福祉の増進を目的とすることは一般行政と同じであるが、その事業に要する経費を税金でなく、受益者負担により賄うこととされている事業に係る会計

26：第三セクター

一般的に地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人（社団法人及び財団法人）及び商法法人をいう。